

宿泊業生産性向上対策事業補助金の募集開始について

令和5年12月22日
公益社団法人京都府観光連盟
京都府商工労働観光部観光室

京都府観光連盟及び京都府では、人手不足等の影響を受けている宿泊事業者の事業継続を図るため、宿泊事業者が行う生産性向上に向けた取組を支援する「宿泊業生産性向上対策事業補助金」事業を実施することとし、令和5年12月22日（金）から募集を開始しますのでお知らせします。

この補助金事業は、人手不足解消に向けた生産性向上に資する機器・設備の導入等を対象としており、補助金の上限額は100万円となりますので、京都府内の宿泊事業者の皆様に広くご利用いただけるよう、周知についてよろしくお願ひします。

- 1 補助金の名称 宿泊業生産性向上対策事業補助金
- 2 対象宿泊施設 京都府内の旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けている施設
※ただし、国・地方公共団体が所有又は経営する宿泊施設等を除く。
- 3 補助率及び補助対象経費
○宿泊業生産性向上対策事業（補助率：3／4以内、補助上限額：100万円）
宿泊業の人手不足解消に向けた生産性向上に資する取組に要する経費
【取組例】
 - ・ 配膳・清掃ロボットなどの省力化を通じた人手不足対策・生産性向上に資する機器等の購入
 - ・ 自動チェックイン機、予約管理システムなどデジタル技術の活用を通じた人手不足・生産性向上に資する設備等の導入
- 4 補助対象期間 令和5年12月22日（金） ～ 令和6年2月14日（水）
※上記期間内に着手（契約）し、完了（納品・支払済等）した経費が対象。
- 5 申請方法 電子システムによる申請もしくは紙＜郵送＞による申請
※電子システムによる申請の場合はシステム構築の都合上、令和6年1月12日（金）より申請可能。
※申請様式等は「京都府宿泊業生産性向上対策事業補助金ホームページ」からダウンロードできます。
https://web.apollon.nta.co.jp/kyoto_syukuhaku/
- 6 申請受付締切 令和6年2月14日（水）
- 7 事務局 京都府宿泊業生産性向上対策事業補助金事務局
〒600-8006 京都市下京区四条通柳馬場西入 ニッセイ四条柳馬場ビル2階
（株）日本旅行 京都四条支店内
コールセンター電話番号 075-746-2721